

**令和7年4月法改正 高年齢雇用継続給付の支給率が変わります**

雇用保険法の改正により、本年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変わります。
今回のあおぞらレターでは、支給率の変更の内容と変更後の支給率の対象者についてご案内します。

高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金／高年齢再就職給付金）とは？

60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者が以下の条件をみたす場合に支給される給付です。
現在は、低下した各月の賃金の最大15%が支給されています。

- ① 雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある
- ② 原則として60歳以降（高年齢再就職給付金の場合は再就職後）の賃金が60歳時点（高年齢再就職給付金の場合は退職前）に比べて75%未満に低下した状態で働いている
- ③（高年齢再就職給付金のみ）再就職の前日における基本手当の支給残日数が100日以上ある

1. 支給率

給付額を算出する際に各月の賃金に乗じる支給率は、原則として60歳時点（高年齢再就職給付金の場合は退職前）の賃金からの低下率に応じて、右表のとおり引き下げられます。

支給率は、賃金の低下率が**64%以下**の場合に最大の**10%**となります。

賃金の低下率	高年齢雇用継続給付の支給率	
	変更前	変更後
75.00%以上	0.00%	0.00%
74.50%	0.44%	0.39%

65.00%	10.05%	8.95%
64.50%	10.64%	9.47%
64.00%	11.23%	10.00%
63.50%	11.84%	10.00%
63.00%	12.45%	10.00%
62.50%	13.07%	10.00%
62.00%	13.70%	10.00%
61.50%	14.35%	10.00%
61.00%以下	15.00%	10.00%

2. 対象者

変更後の支給率が適用となる対象者はそれぞれ以下のとおりです。

<高年齢雇用継続基本給付金>

令和7年4月1日以降に次のいずれかの日を迎える被保険者

- ① **60歳**に達した日（誕生日の前日）
- ② ①の時点で雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ない方は、**被保険者であった期間が5年**となった日

※退職後1年以内に再就職し、その間に基本手当等を受給していない場合には、被保険者であった期間は通算されます。

以下のフローチャートでご確認ください。

<高年齢再就職給付金>

令和7年4月1日以降に**再就職**した被保険者

**<フローチャート（高年齢雇用継続基本給付金の場合）>**